

① 対策地域内廃棄物

○ 環境大臣が指定した汚染廃棄物対策地域*内にある廃棄物のうち、一定の要件に該当するもの

※ その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染されているおそれがあると認められること等一定の要件に該当する地域
(=旧警戒区域、旧計画的避難区域を含む市町村)

<対策地域内廃棄物の例>

- ・ 地震・津波によって生じたがれき
- ・ 家屋解体によって生じた廃棄物 等



② 指定廃棄物

○ 事故由来放射性物質による汚染状態が8,000Bq/kgを超えると認められ、環境大臣の指定*を受けた廃棄物

※ 環境大臣は、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査結果や、廃棄物の占有者からの申請に基づき、当該廃棄物の汚染状態が8,000Bq/kgを超えていると認めた場合に指定

<指定廃棄物の例>

- ・ 焼却灰
- ・ 農林業系廃棄物(稲わら、堆肥) 等



焼却灰



農林業系副産物(稲わら)

⇒ 対策地域内廃棄物、指定廃棄物は国が処理

環境省作成

現在、福島県の10市町村にまたがる地域が汚染廃棄物対策地域（環境大臣が、国がその地域内にある廃棄物の収集・運搬・保管及び処分を実施する必要があると指定する地域。除染特別地域と同じ。）として指定されており、この地域内から排出される廃棄物については、対策地域内廃棄物として環境省が処理を進めています。

また、事故由来放射性物質による汚染状態が8,000Bq/kg を超え、環境大臣が指定した廃棄物は、指定廃棄物として、国の責任のもと、適切な方法で処理することとなっています。

本資料への収録日：2023年3月31日

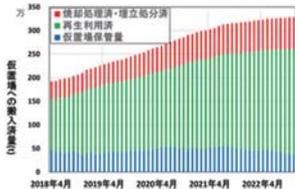


大熊町の仮設焼却施設(2017年12月)

対策地域内廃棄物処理計画（2013年12月26日一部改定）に基づき、災害廃棄物等の処理を実施中。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

- 2022年11月末時点で、約329万トン搬入完了（うち、焼却処理済量は約56万トン、再生利用済量は約223万トン、埋立処分済量は約22万トン）。



対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

【津波がれきの撤去状況】

- 旧警戒区域の津波がれきについては、帰還困難区域を除き、2016年3月に仮置場への搬入を完了。

【仮設焼却施設の設置状況】

稼働中	浪江町、大熊町、 双葉町その1、双葉町その2
運営終了	川内村、飯館村(小室地区)、富岡町、 南相馬市1、南相馬市2、葛尾村、 飯館村(蔵平地区)、楢葉町

※田村市、川俣町については既存の処理施設で処理。



被災家屋等の解体の様子

環境省作成

福島県内の対策地域内廃棄物については、2013年12月に見直した対策地域内廃棄物処理計画に基づいて処理を進めています。

対策地域内廃棄物としては、津波がれき、被災家屋等の解体ごみ、家の片付けごみがあり、順次、仮置場への搬入を進めています。2022年11月末時点現在で、約329万トンを搬入しており、搬入した廃棄物は可能な限り再生利用を行っています。

また、このうち可燃物については、9市町村12箇所に設置した仮設焼却施設で減容化を図ることとしており、2022年12月時点で4施設が稼働中であり、着実に処理を進めています。

本資料への収録日：2018年2月28日

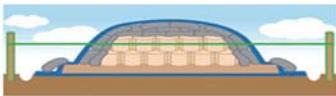
改訂日：2023年3月31日

一時保管工事の様子（農林業系廃棄物の例）



一時保管の構造(農林業系廃棄物の例)

- ・廃棄物の飛散・流出がないように措置
- ・必要な放射線対策(離隔・土嚢等による遮へい等)を措置
- ・遮水シート等により雨水等の浸入が防止されるよう措置



保管状況の確認

一時保管場所において保管状況の確認を行い、指定廃棄物が特措法で定める基準等に従って適正に保管されているか確認。



地方環境事務所による保管状況の確認の様子

環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」より作成

指定廃棄物の種類としては、放射性物質に汚染された廃棄物の焼却によって発生する焼却灰、下水の処理に伴って発生する汚泥、水道水を供給する浄水場で発生する浄水発生土（下巻 P40「上水道の仕組み」）、稲わらや牧草等の農林業系廃棄物等があります。

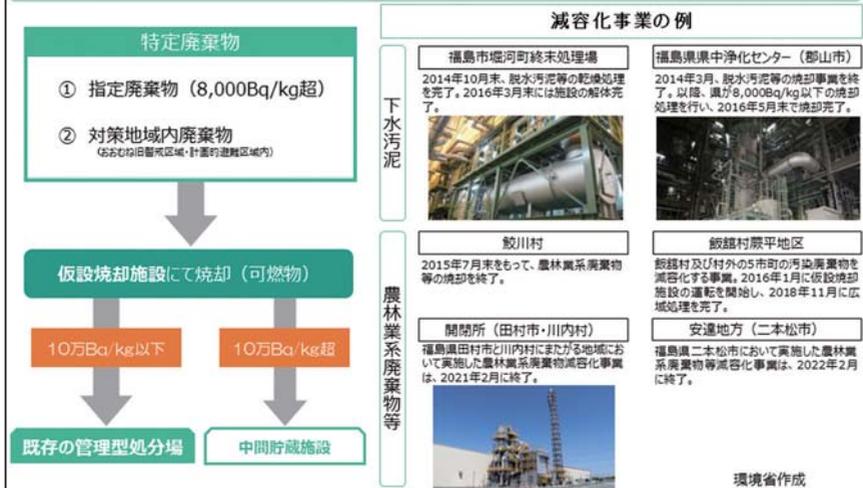
2022年9月末時点において、10都県で約41万トンの廃棄物が指定廃棄物として指定されており、国の処理体制が整うまでの間、廃棄物焼却施設、浄水施設、下水処理施設、農地等の指定廃棄物が発生した場所等で一時保管されています。

これらは、放射性物質汚染対処特措法やガイドラインに従って、飛散・流出しないような措置が取られているとともに、雨水等が入らないように遮水シート等で覆うなどして保管されているほか、定期的に環境省職員が保管状況の確認を行っており、安全・適正に保管が行われています。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2023年3月31日

- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。



福島県内の指定廃棄物の処理については、放射能濃度が8,000Bq/kg を超え10万 Bq/kg 以下のものは既存の管理型処分場、10万 Bq/kg を超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしています。

また福島県内では、焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を実施しています。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2023年3月31日

- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。
- これまでに搬入目標(約30万袋)の約8割にあたる約26万袋搬入済み。(2022年12月末時点)
- **搬入開始前後のモニタリング結果において、空間線量率等の特異的な上昇は見られていない。**

これまでの経緯

- 2013.12.14 国が福島県・富岡町・楳葉町に受入れを要請
- 2015.12. 4 県・富岡町・楳葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達
- 2016. 4.18 管理型処分場(旧エコチェッククリーンセンター)を国有化
- 2016. 6.27 国と県、両町との間で安全協定を締結
- 2017.11.17 **搬入開始**
- 2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館
- 2019. 3.20 特定廃棄物等固化処理施設稼働

埋立対象物・搬入期間

- 対策地域内廃棄物等(10万Bq/kg以下):約6年
- 福島県内の指定廃棄物(10万Bq/kg以下):約6年
- 双葉郡8町村の生活ごみ:約10年
なお、10万Bq/kg未満は中間貯蔵施設に搬入



関連施設について

- 1 特定廃棄物埋立処分施設
- 2 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」
- 3 特定廃棄物等固化処理施設



福島県内で発生した10万 Bq/kg 以下の指定廃棄物等については、既存の管理型処分場を活用して、速やかに埋立処分を実施します。

本事業を実施するに当たっては、2013年12月に福島県に対して、中間貯蔵施設と併せて受入要請を行ったのち、地元の富岡町及び楳葉町や議会、住民への説明を行ってきました。

その後、2015年12月に福島県及び富岡町・楳葉町から、事業の実施を容認いただき、2016年4月には既存の管理型処分場を国有化するとともに、同年6月には、国と県及び2町の間で安全協定を締結しました。これ以降、必要な準備工事等を進め、2017年11月に施設への廃棄物の搬入を開始しました。さらに、2018年8月に運営を開始した特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を通じた積極的な情報発信に努めています。

放射性物質に汚染された廃棄物の着実な処理のため、今後も安全確保を大前提として適切に事業を進めるとともに、地元住民の皆様との更なる信頼関係の構築に努めていきます。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2023年3月31日

廃棄物

指定廃棄物に関する関係5県の状況

宮城県 【市町村長会議】	栃木県 【市町村長会議】	千葉県 【市町村長会議】	茨城県 【市町村長会議】	群馬県 【市町村長会議】
<p>第1～4回：H24.10～H25.11 第5回：H26.1.20 →詳細調査候補地を3カ所提示 (原州市深山道、大和町下原、加美町田代庄) 第7回(県主催)：H26.8.4 →県知事が県内市町村長の総意として詳細調査決定入力を表明 H26.8より3カ所の詳細調査候補地を詳細調査を開始。現地調査は、加美町の反対活動により実施できず(H27年も断念) [H27.4.5、5.29、10.19 県民向けフォーラム、H27.10～11(2回) 有識者を交えた加美町との意見交換会] 第9回：H26.3.19 →指定廃棄物の再測定結果、環境省の考え方を説明 H28.4.15 県内で一定の方向性が出るまで現地調査を見合わせることを等県から要望 第11回(県主催)：H28.11.3 →指定廃棄物以外の測定結果の公表。県が8,000Bq/kg以下の廃棄物(指定廃棄物を除く)の処理事業案を提示 第12回(県主催)：H28.12.27 →県処理事業案について、栗原市、登米市の意向が得られず再協議することが決定 第13回(県主催)：H29.6.18 →県が「自衛圏内の汚染廃棄物削減は自衛圏内で処理する等の新たな処理事業案を提示 第14回(県主催)：H29.7.15 →前回会議での提示案で合意</p> <p>石巻、仙南、黒川、大崎の4圏域で試験焼却を終了。→石巻：本焼却まで終了。黒川：農地還元をもって終了。仙南・大崎：本焼却実施中。</p>	<p>第1～3回：H25.4～H25.8 第4回：H25.12.24 →測定手法確定 H26.7.30 →詳細調査候補地を1カ所提示(塩谷町寺倉入) 第5～6回：H26.7～H26.11 H27.5.14、8.22、9.18 →県民向けフォーラム H27.10.14 →塩谷町寺倉入の県庁影響調査 H27.12.7 →塩谷町長が調査候補地の退上を決定 第7回：H28.5.23 →指定廃棄物の再測定を決定 第8回：H28.10.17 →再測定結果の公表。 →今後の進め方の提示 H29.3.29 →処分業者の意向確認結果を公表 H29.7.10 保管農家の負担軽減策関係市町村長会議の →負担軽減策の方針案を提示 H30.1.26 関係市町村長会議の →再測定を含む各市町の意向性に向けた取組に合意 H31.3.19 再測定結果の公表 H28.2.26 関係市町村長会議の →今後の進め方の確認 H31.8.2 暫定集約に係る那須塩原市への協力要請(R3.10.22 同市において農家保管の指定廃棄物の撤出作業開始) H4.3.24 那須町が暫定保管場所を決定</p> <p>引き続き、詳細調査の働きかけ等を実施。</p>	<p>第1～3回：H25.4～H26.1 第4回：H26.4.17 →測定手法確定 H27.4.24 →詳細調査候補地を1カ所提示 (東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉県中央区)) H27.5.20、6.2 →千葉県議会全員協議会 H27.6.8、9、10 →千葉県議会・市長から再協議の申入れ H27.6.29、7.13、20、8.7 →千葉市の自治会長や住民を対象に説明 H27.12.14 →再協議申入れへの回答 H28.6.28 →千葉県から指定解除の申出 H28.7.22 →千葉市の指定廃棄物を指定解除</p> <p>引き続き、詳細調査の働きかけ等を実施。</p>	<p>第1回：H25.4.12 第2回：H25.6.27 第3回：H25.12.25 第4回：H27.1.28</p> <p>【一時保管市町村長会議】 第1回：H27.4.6 第2回：H28.2.4</p> <p>H29.3.31 →県内の指定廃棄物等の再測定を実施し、結果を公表</p> <p>→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定</p> <p>環境省作成</p>	<p>第1回：H25.4.19 第2回：H25.7.1 第3回：H28.12.26</p> <p>→現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定</p>

福島県以外で一時保管が逼迫している県(宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県)については、各県の市町村長会議での議論等を踏まえ、放射能濃度測定等の現状把握を行いながら、各県それぞれの状況を踏まえた対応が進められています。

宮城県、栃木県及び千葉県については、有識者会議や各県の市町村長会議での議論を経て確定した選定手法に基づき、2014年1月、2014年7月、2015年4月にそれぞれ詳細調査の候補地を公表いたしました。しかしながら、その後、地元の御理解が得られず、詳細調査の実施には至っておりません。

そうした中、宮城県においては、県の主導のもと各市町が8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理に取り組むこととされ、環境省はこれを財政的・技術的に支援しています。その一環として、2018年3月から4圏域(石巻、黒川、仙南、大崎)で汚染廃棄物の試験焼却が順次開始され、2019年7月までに終了しました。2021年12月末時点で、石巻圏域及び黒川圏域では処理が終了し、仙南圏域及び大崎圏域では本格焼却を実施しています。

また、栃木県においては、長期管理施設を整備するという方針は堅持しつつ、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、国から栃木県及び農林業系指定廃棄物を保管している市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し、合意が得られました。また、2020年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとめることも、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や市町村と連携して取り組むことを確認しました。2021年6月には、環境省から那須塩原市に、農家保管の指定廃棄物に係る暫定集約に関する協力を要請し、同年10月、同市において保管農家の敷地から暫定保管場所への指定廃棄物の撤出作業が開始されるなど、関係市町において取組が進められています。

さらに、千葉県においても、長期管理施設の詳細調査の実施について、地元の御理解を得る努力が継続されています。

茨城県については2016年2月、群馬県については2016年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針が決定しました。両県ではこの方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000Bq/kg以下になった指定廃棄物については、段階的に既存の処分場等で処理することとされています。

本資料への収録日：2016年3月31日
改訂日：2023年3月31日